

資金不足比率報告の件

令和 5 年度西宮市公営企業会計決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

公営企業会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)	備考
西宮市水道事業会計	—	20.0	
西宮市工業用水道事業会計	—	20.0	
西宮市下水道事業会計	—	20.0	
西宮市病院事業会計	—	20.0	

(参考)

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。